

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第3回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会
2 開催日時	平成19年11月13日(火) 14時15分から16時05分まで
3 開催場所	さいたま市役所本庁舎 特別会議室
4 出席者名	【委員】丸田 頼一、赤星 健太郎、上田 理江、島田 由美子、半田 真理子、引間 成子、森田 博、森藤 理央子 【事務局】三川都市計画部長、中野都市計画部副理事、辰沢都市計画部副理事、元井都市計画部次長、伊藤都市公園課長、奥みどり推進課長、土屋みどり推進課課長補佐、大塚主幹、並木主幹、秋谷係長、貝吹係長、秋谷主任、菊地主事、齊藤技師
5 議題及び公開・非公開の別	議題「さいたま市の緑の現状、課題及び将来について」 公 開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	0人
8 審議内容	別紙 会議録のとおり
9 その他	

平成19年度

第3回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

会 議 録

日 時 平成19年11月13日(火)
14時15分 から 16時05分 まで

場 所 さいたま市役所本庁舎 特別会議室

出席者 会長 丸田 頼一
赤星 健太郎
上田 理江
島田 由美子
半田 真理子
引間 成子
森田 博
森藤 理央子

事務局 三川都市計画部長・中野都市計画部副理事
辰沢都市計画部副理事・元井都市計画部次長
伊藤都市公園課長・奥みどり推進課長
土屋みどり推進課課長補佐・大塚主幹
並木主幹・秋谷係長・貝吹係長
秋谷主任・菊地主事・齊藤技師

■ 平成19年度第3回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 会議録

平成19年11月13日（火）14:15～16:05

前期委員の任期満了に伴う委員改選により、新任・再任を含む10名が本審議会委員に就任、三川都市計画部長より委嘱状を交付した。

また、審議会会長には委員の互選により丸田委員が就任、本審議会の議長を務めた。

発言者	意見内容
【 議題1 さいたま市の緑の現状、課題及び将来について 】	
事務局から、議題について資料及び「さいたま市緑の基本計画（改訂版）」に基づき説明	
半田委員	<p>さいたま市の熱心な取組みが感じられた。</p> <p>緑について、「保全するもの、創るもの」をどのように考えて取組みを進めるのか。創る方でいうと、都市公園について都市計画決定がなされているものとなされていないものを合わせて「開設公園」としており、計画決定されているものについては緑の担保性が高く安心できるが、未決定の公園について、その担保性をどのように考えているのか。また、守る方でいうと、「緑の保全制度の指定状況」について、保存緑地が解除・減少の傾向にあるが「保全することが有効な土地活用である」ことをもっと理解していただく必要がある。</p>
事務局	<p>保存緑地そのものが、そのまま街の風格といったものを形成していると理解した。</p>
半田委員	<p>これを理解した上で、指定解除を減らし、また指定が増えていくように検討して欲しい。</p>
事務局	<p>公園の創出については、都市計画決定をすることで公園以外の用途にならないよう縛りをかけており、また未決定公園についても開設告示をしているので、将来的にも公園以外の用途にはならず、一定の担保は図れると考えている。</p> <p>また、緑化重点地区内における補助金を導入した公園整備を増やしていきたいと考えている。</p> <p>借地公園等、市で取得できないものについても必要性を踏まえて整備を進めていく。</p>
丸田会長	<p>なるべく解除されない仕組みづくり等、多様性を持って進めて欲しい。</p>
島田委員	<p>農地の担保性の向上について、法律や社会情勢にとらわれない新しい手法を考えて欲しい。都市公園については、公園数、面積だけで他市と比較するのではなく、質についてもさいたま市らしい公園・緑地であるように力を入れて取り組んで欲しい。</p> <p>審議会では、この2年間の任期において何を審査し、何を達成したらよいか、具体的なテーマは設定しているのか。</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	現時点ではまだ決定していない。
上田委員	<p>解り易い構成の基本計画となっているが、市民にもっと解り易くするために絵本の様な資料があってもよいと思う。自分の住んでいる区では、鳥の生息域の樹林地が減少したことで、カラスが畑を荒らす、蛇、スズメ蜂が増加するなどの現象が出ており、これらが都市環境変化の影響と考えれば早急に取り組まなければならない事が多いと思う。また、取り組まなければならないことが多い中で、できる事、やりたい事も多く、例えば市民の緑に対する意識改革などはもっと積極的に取り組む必要があると考えている。</p>
森田委員	<p>公園の管理について、自治会やボランティアで管理しているものは良いが、業務委託で業者が管理しているところなどは、年1回程度の草刈りではとても間に合わず、子供たちが遊ぶには危険ではないか。</p>
事務局	<p>委託による管理の場合は、年3回程度の草刈りを実施している。ボランティアによる管理の公園も増えているが、まだ目が行き届いていない公園があるのも事実である。自治会の関与等、近所の目があるというのは良好な公園を維持していくためには大切なことなので、今後地域にこのような公園があれば連絡をいただきたい。</p>
引間委員	<p>農地の減少について、昔は相続税の物納で公園に生まれ変わっていたが、最近住宅への転用が多く、新たな緑が創出されていない。また、区画整理では利便性が良くなるのは良いが、大木などは切り倒されてしまい、面積だけでなく緑の歴史的価値、自然的価値をも喪失してしまう。また、街路樹の管理については、沿道の会社等に協力が得られることができれば良いと思う。</p>
事務局	<p>樹林地も農地も、相続が発生した時点で喪失してしまうことは緑にとって大きな課題である。市としても検討を進める中で、全ての公有地化というのは現実的でなく、そのため、市として優先的な公有地化に向けての樹林地調査を実施したところである。相続に係る緑の喪失については、新しい制度、仕組みづくりを検討する必要があると考えている。</p>
丸田会長	<p>仕組みづくりならばその手続き方式、スタイルを市で確立する必要がある。この審議会ですることは限られているが、例えば自分が関係している機関では、緑化計画書を審議会に報告事項として情報提供している事例があり、事業者に対して審議会が一定の抑止力を及ぼしているという事例もある。</p> <p>さいたま市が審議会に求めるもの、審議会の役割をどのように考えるかによって変わってくる。</p>

発言者	意見内容
島田委員	例えば、重点地域などに規制の網掛けをして、その区域内での開発行為に対する審査会を設置することは可能か。
事務局	市街化区域内をそのような審査方式にした場合、審査件数が膨大な量となると予想される。また、現審議会は年4回のペースで開催しているが、事業者の立場からすれば審査にスピードが要求され、現在の審議会では審査に要する期間的な面等で対応が難しい部分がある。
丸田会長	審議会が事業者に対して命令を出すというのではなく、報告事項として審議会に出すだけで効果があるのであれば、多少の遅れはやむを得ないであろうというのが審議会の考えである。しかし、この場合でも隔月、年6回程度の開催は必要であり、予算面、担当者の面で協力が必要となる。現在、緑化協議の担当窓口はどこが行っているのか。
事務局	南部都市公園管理事務所及び北部都市公園管理事務所である。そちらで緑化協議書を受領、チェックしている。例えば開発行為であれば緑以外の道路、下水なども含めてそこで集中して議論している。
丸田会長	自分が関係している機関では、土木、建築等の緑以外についても担当者が審議会にて説明している。
事務局	庁内においても、各部門の担当者会議を実施している。
丸田会長	担当者会議だけでは不十分なので、審議会への報告が必要と考えている。法律上ではクリアできる内容についても、審議会の立場として、事業者には経済性以外の付加価値等についても教えることができる。
半田委員	件数が多いとの話があったが、どうしたらこの場に出せるのかを考えてもらいたい。そして審議した内容が議事録として公開されることにより、知られていなかった価値観が世に出ていくこととなる。
事務局	シンボルとなるような樹木などは、今あるものを残した計画を指導しているが、現実としては道路に掛かる等、切られてしまっているのが現実である。
島田委員	緑化指導基準で市がチェックしても、現実に樹木は切られてしまっている。審査時には現地にも行くのだから、実際の木を見て、残すべきものは残すような対応を考えて欲しい。
丸田会長	緑化計画書の審議会への報告について、事務局で検討して欲しい。
森藤委員	自分が勤務する高校が、以前県の緑化指定校として、学校全体を壁面緑化したり、校庭を芝生化して欲しいとの依頼があったが、管理面の問題から実現できなかった経緯がある。管理については、職員が対応する

発 言 者	意 見 内 容
森藤委員	<p>にしても、地域のボランティアに頼むにしても限界がある。</p> <p>説明の中で「学校の緑化推進」について話があり、特に小学校ではかなり効果的とは思いますが、管理面について、壁面緑化等に実際に取り組まれている学校はどのようにしているのか。</p>
事務局	<p>把握しているものについて、委託費の予算がないので教職員で管理している事例を聞いている。</p>
森藤委員	<p>校庭の芝生化についてはどうか。かなり大変だと思うが。</p>
事務局	<p>壁面緑化についての話だが、普段は生徒により管理を行っているが、夏休みの期間などは教職員が交代で管理を行ったため、その期間は苦労されたようである。</p>
上田委員	<p>谷田小学校の芝生については業者が管理しており、芝生養生期間の数日はポールを立てて立入禁止としていたようだ。</p>
丸田会長	<p>東京都杉並区の場合は、管理費用まで見込んで校庭緑化を実施している。工事年度については業者管理、以後の管理を地域の支援部隊が行うことを見込んで、支援部隊が組織できたところから校庭緑化を行い、組織できないところは校庭緑化を行わないというものである。区では年間300万円の予算を組んでおり、そのお金は支援部隊に対して交付されるため、基本的に教職員の負担というものはない。</p>
島田委員	<p>支援部隊というのは、地域の自治会やPTAのことか。</p>
丸田会長	<p>「おやじの会」などが中心となり、子供も含めて20～30人で組織されている。</p>
事務局	<p>市内でも、神田小が校庭を芝生化する際に、PTAの方がボランティアで協力いただいた事例がある。維持管理には地域の協力が不可欠であると理解している。また、芝生にガラス片などを入れられてしまうと非常に怖いとの先生の話もある。</p>
半田委員	<p>都市緑化技術開発機構で、校庭の芝生化事例を取りまとめたものを刊行しているので、是非参考にさせていただきたい。</p> <p>また、緑の全体像については理解したが、都市公園に特化した検討課題等について市の考えはどうか。パークマネジメント等、都市公園をめぐり色々な検討が全国的に進められる中で、市としての方針、長期的展望を持つべきである。</p>
<p>・ その他として、次回審議会の日程について事務局より説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">(16時05分終了)</p>	